

愛媛県社会保険労務士会館のセキュリティ強化に関するお知らせ

(第2報：静脈認証登録について)

愛媛県社会保険労務士会事務局

会員の皆様には、日頃から事務局の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

会館のセキュリティ強化については、先に会員の皆様にお知らせしたところですが、8月30日に開催された常任理事会、理事会で、静脈認証の登録については正副会長及び事務局職員とし、会員の皆様方は、インターホンを利用して入館していただく方式とすることが、決定されました。

つきましては、9月1日から会館の出入口を常時施錠とさせていただきますが、御用の方は、会館入口自動ドア横のインターホンを押して、事務局を呼び出させていただきますようお願い致します。